

令和4年3月4日
(2022年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市参画協働推進委員会
会長 直田 春夫

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書

令和3年10月4日付伊市まま第504号により諮問を受けたことについて、本委員会は、慎重に審議を行った結果、下記の通り結論を得たので答申します。

記

1 はじめに

伊丹市では、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた「伊丹市まちづくり基本条例」(以下「条例」という。)を、平成15年10月1日から施行しています。条例付則第2項には、「市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」と規定され、条例が、伊丹市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを、見直しを含め検討することとしています。

これを受けて、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」という。)では、令和3年10月4日に市長から『「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて』(伊市まま第504号)として諮問を受け、検討を行いました。

その結果、以下のように答申致します。

伊丹市におかれましては、この答申内容に加え、市の実状や地域特性を踏まえ、条例の基本理念の実現に向け、施策の推進や事業の改善に努めて下さい。

2 検討の結果

(1) 現行の規定の見直しについて

委員会での検討の結果、現行の規定については、改正・廃止の必要は無いとの結論に至りました。また、新たに規定すべき項目も無いとの結論に至りました。

一方、条例の内容を正確にかつ分かりやすく解説することで条例の理解を深め、活用の促進を図り、参画と協働のまちづくりを進めるため、条例の解説書を作成して下さい。また、条例と併せてその周知に努めて下さい。

(2) 条例に基づく制度・事業の運用について

委員会で条例の運用について検討を行いました。今後、以下の点に留意し、運用するように努めて下さい。

① 参画と協働のまちづくりの推進について

この条例における市民には、地方自治法上の住民のみならず、通学者、通勤者なども含めた関係住民も含まれると考えられます。居住する住民と関係住民と一緒に参画と協働のまちづくりに携わる仕組みを検討して下さい。

新たに組織された団体等についても、既に市との関係性が構築されている団体等との連携による協働しやすい仕組みを検討して下さい。

参画と協働のまちづくりをさらに進める上で、新たな手法も含め、様々な手法を検討して下さい。

② 条例の理解・促進について

この条例は、市民や市議会議員、市長、市職員すべてに関係する条例です。今後も引き続き、すべての関係者が条例についての理解を深めるよう、市民まちづくりプラザをはじめとする関係機関とも連携を図りながら、必要な取組を進めて下さい。

既に団体等に属している方への意識づけはもとより、いずれの団体等にも属していない、条例に触れることがなかった方への条例の理解・促進について、積極的に取組を進めて下さい。

③ 情報の発信及び共有と学習の機会の提供について

市民に分かりやすい情報を提供できるように、市民への情報の発信及び市民との情報の共有のあり方を検討して下さい。また、市民に学習の機会を提供する際は、市が市政情報を提供すると共に、市民ニーズを把握する機会としても活用し、相互に意見

交換を行い学び合う場として下さい。

また、従来の手法を踏襲しつつ、利用者に寄り添ったデジタル化を進めるなど、多様な媒体による情報の発信及び共有に努めて下さい。

④ 協働事業について

協働によりさまざまな公共的課題が解決されるよう、公募型協働事業提案制度の活用も含め、前述の関係住民も巻き込んだ協働の取組をさらに進めて下さい。

3 さいごに

今回、条例の改正は行わないとの結論となりましたが、当委員会で出た意見を踏まえ、社会情勢に応じた施策を推進し、事業の改善に努めながら、伊丹市の参画と協働によるまちづくりを一層力強く進めて下さい。

【参考】

(1) 見直しの方法及び経過

今回の見直しはコロナ禍の収束が見通せない状況下での実施となりましたが、全3回の委員会を開催しました。学識経験者1名と市民委員1名、関係団体を代表する者1名からなる3名の臨時委員を加えた計8名の委員に参画いただきました。

委員会では、これまで行った数次の見直しの結果及び「阪神他市の条例等動向」、また、まちづくり基本条例に関する「市民アンケート」、「市役所職員及び市役所各部局を対象とした職員アンケート」の結果等を参考とし、伊丹市で実施している参画・協働の実態を踏まえ、検討を行いました。

検討内容は下記のとおりです。

●第1回委員会

(開催日時)

令和3年10月4日(月) 18時～

(検討内容)

- ・ 阪神他市の条例等動向の確認
- ・ まちづくり基本条例に関する「市民アンケート」結果の検証

●第2回委員会

(開催日時)

令和3年12月1日(水) 19時～

(検討内容)

- ・ 過去4回の条例見直しの確認
- ・ 条例に基づき実施されている制度・事業の運用面の検討
- ・ 「市役所職員及び市役所各部局を対象とした協働事業アンケート」結果の検証
- ・ 条例の啓発活動の検討

●第3回委員会

(開催日時)

令和4年2月18日(金) 18時～

(検討内容)

- ・ 答申案の検討

(2) 委員会で出た主な意見

【参画と協働のまちづくりの推進について】

- ・狭義の意味での住民ではなく、関係住民をもっと巻き込む形でまちづくりを実施する必要があると広く認識されています。関係住民をまちづくりにいかに巻き込んでいくかということが、大きな課題になるため、居住する住民と関係住民が一緒にまちづくりに携わる仕組みづくりを考えるということが大事だと思います。
- ・市民アンケートの対象として、例えば、公募型協働事業提案制度に応募された団体に対して実施することも検討されてはいかがでしょうか。地域課題を解決するにあたり、組織づくりをどう支援するかということが参画と協働のまちづくりに必要だと思います。
- ・参画と協働のまちづくりをさらに進める上で、意見聴取の方法について、状況に応じて、様々な手法を検討されてはいかがでしょうか。
- ・今回実施された市民アンケートの結果について、市民参画やまちづくり活動への参加に関して、機会があれば参画、参加したいという方が多く、機会を作るための仕掛けが必要と考えます。
- ・新規のNPOは、審議や参画の場に市民枠で応募するしかありませんが、そうした場合、既に協働の実績がある組織などが、NPOなどからの意見を吸い上げ、また審議会での情報を共有するなどの仕組みを持った、テーマ型協働のプラットフォームがあればいいと思います。

【条例の理解・促進について】

- ・子育て世代の方は学校行事、PTA活動などを通してまちづくり活動に関わりを持たれていると思いますが、それらの活動の根底にはまちづくり基本条例があるという意識づけができるようなアピールをすれば、認知度や関心度の向上に寄与するのではないのでしょうか。
- ・コミュニティ等に属していない方に対して、どのように条例やその趣旨を認知してもらうか、普及啓発を図るかという運用面の充実を検討する必要があると思います。
- ・参画と協働に繋げるための仕掛けづくりとして、例えば、市民まちづくりプラザでの講座後に講座参加者同士の交流会を開催しています。市民活動に携わったことがない方にも、市民活動の内容を知ってもらい、興味を持ってもらうことで、条例を知る機会に繋がるのではないかと考えます。

【情報の発信及び共有と学習の機会の提供について】

- ・コロナ禍においては、働き方や生活のあり方などを見直すきっかけとなり、市民参画の仕組みや情報の発信、共有のあり方に関する課題が浮き彫りになりました。また、市民活動や地域活動の形も変わらざるを得ず、結果としてデジタル化が一気に進んだと思

ます。そのような状況の中、若い世代等に効果的に情報発信する手段として、電子媒体の活用が重要であると考えます。小中学生に対しては、タブレットが配布されたこともあり、例えば、電子教材としてまちづくり基本条例の内容を盛り込むなど、市民参画の普及啓発活動などにも有効活用する必要があるのではないのでしょうか。

- ・市民アンケート等を実施するにあたり、SNS等も活用できれば、非常に短期間で多くの回答を得られるため、積極的に活用するべきではないのでしょうか。
- ・高齢者の方も多くいることから、電子媒体の活用が重要である一方、従来の手法も活用しつつ、ハイブリッドで情報発信していくことが重要であると考えます。
- ・デジタル化の推進と市民の情報リテラシーの向上がセットである必要があります。また、市民が使いこなせるようなユーザーフレンドリーなDXであり、使う側の視点に立ったデジタル化ということが重要であり、その視点を持って進めてください。

【協働事業について】

- ・関係住民について、今後はより広く市民と捉えて、住民のみならず、事業者や伊丹市で新たに活動されようとしている団体との協働も進めていく必要があると思います。

【その他】

- ・市民にとっても条例を理解する上で役に立ち、出前講座などでも活用できる分かりやすい条例の解説書を作成して下さい。
- ・市民活動団体の育成や支援について、追記する必要があるのではないかと思います。
- ・今回実施されたアンケート結果は、参画と協働に留まらず、市政全般に応用できるデータであると思われますので、庁内でも情報共有して、有効活用して下さい。
- ・今回の見直しでは条例の改正には至りませんでした。ひとつの条例のなかで、同じ文言が条文ごとに異なった意味で使用されているのは望ましいことではないので、将来、まちづくり基本条例の実質的な内容を修正するために、あるいはまちづくり基本条例に新たな条文を追加する必要性が生じたために、条例改正を行うことになった際には文言を整理する必要があると思います。

以上